

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学防災・減災コンソーシアム実施要領

令和5年12月12日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学地域共創に関する規程（令和3年規程第1号）第4条に掲げる業務を推進するため、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学地域共創推進室（第12条において「地域共創推進室」という。）が組織し、及び運営する防災・減災コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）を中心とした産官学金連携の関係を形成するとともに、防災・減災をテーマに、情報通信技術をはじめとする技術を活用したソリューションの開発及び社会実装を目指した活動を行い、もって地域住民の安心・安全の確保並びに地域の経済活性化及び産業振興に資することを目的とする。

(本コンソーシアムの名称)

第3条 本コンソーシアムの名称は、「奈良先端大 防災・減災コンソーシアム」とする。

(活動内容)

第4条 本コンソーシアムは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 災害時においてインターネット等の通信障害が生じた場合に、先端技術を駆使し、避難所の状況把握及び災害情報の発信を可能とするソリューション構築に係る活動
- (2) 防災・減災に向けた、防災マップ及び被害予測マップを活用した避難所誘導並びにそれらマップの高度化を図る活動
- (3) 災害時において停電があった場合に、ハイブリッドカー、電気自動車等を活用し、電源供給を可能とするサービスの確立に資する活動
- (4) 災害時における各種手続を、先端技術を活用し、簡素化・迅速化を促進する活動
- (5) 自治体によるまちづくりにおいて、防災・減災につながるインフラ整備に係る活動並びに企業支援及び企業誘致に資する活動

(6) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員資格)

第5条 本コンソーシアムの会員（以下「会員」という。）は、本コンソーシアムへの入会手続を行い、第16条の運営委員会が承認した企業、団体、自治体、教育機関、金融機関、個人等とする。

(義務)

第6条 会員は、この要領及び第16条の運営委員会の議決を遵守しなければならない。

(入会)

第7条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、あらかじめ、入会申込書（別紙様式第1号）を本コンソーシアムに提出し、第16条の運営委員会の承認を得て会員となることができる。

2 本コンソーシアムへの入会に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 本コンソーシアムの目的に賛同し、この要領を遵守すること。

(2) 会員として団体名若しくは法人名又は個人名が公開されることを了承すること。

(3) その他入会を認めることが不相当であると本コンソーシアムが認める者でないこと。

3 会員期間は、第16条の運営委員会が承認した入会日から始まり、当該入会日の属する第18条の会計年度の3月31日までとする。

4 会員から本コンソーシアムに会員期間の満了前に第10条に定める退会の届出がないときは、同一条件で更に1年間会員期間は継続し、以後も同様とする。

(会員種別等)

第8条 会員の種別及び資格は、別表のとおりとする。

2 会員は、会員の種別の変更を希望するときは、会員種別変更申込書（別紙様式第2号）を本コンソーシアムに提出し、第16条の運営委員会の承認を得て変更することができる。

3 会員は、団体名、所在地、代表者氏名その他会員に関する情報に変更があった場合は、速やかに、その旨を本コンソーシアムに届け出るものとする。

(会費)

第9条 会員は、第18条に定める会計年度において、別表に定める会費を支払うものとする。

- 2 前条第2項の定めによって第18条に定める会計年度の途中に会員の種別を変更した会員は、変更後の会員の種別の会費を新たに納付しなければならない。
- 3 前2項の定めにかかわらず、本コンソーシアムの活動に特別に寄与すると第16条の運営委員会が認めた団体又は個人を特別会員とし、会費の全部を免除することができる。
- 4 会員は、本学の発行する請求書により、会費を所定の期間内に納付しなければならない。
- 5 本学は、会費のうち、20パーセントに相当する額を本学の教育研究環境の整備充実等に要する経費（第18条第2項において「共通経費」という。）として受け入れることを基本とする。
- 6 本学は、原則として納付された会費は返還しない。

（退会）

第10条 会員は、退会届出書（別紙様式第3号）を本コンソーシアムに提出することにより、随時本コンソーシアムから退会することができる。

（除名）

第11条 本コンソーシアムは、会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると第16条の運営委員会が認めた場合は、本コンソーシアムから除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの名誉を著しく毀損する行為又は会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) この要領に違反したとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、暴力団関係企業の関係者、総会屋その他の反社会的勢力であるとき、又は反社会的勢力と特定の関係があるとき、若しくはそのおそれがあるとき。
- (5) その他会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

（役員）

第12条 本コンソーシアムに、役員として、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、本コンソーシアムを代表して会務を総理するものとし、地域共創推進室の室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとし、地域共創推進室の室長補佐をもって充てる。

4 役員の任期は2年を基本とし、再任されることができる。

(顧問)

第13条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの運営に関する重要事項について意見及び助言を行う顧問を置くことができる。

2 顧問は、本コンソーシアムの運営に関し必要な知識及び経験並びに優れた学識を有する者のうちから、第16条の運営委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

3 顧問の任期は1年を基本とし、再任されることができる。

(アドバイザー)

第14条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの活動に関する意見及び助言を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本コンソーシアムの活動に関し必要な知識及び経験を有する者のうちから、第16条の運営委員会の承認を得て、委員長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は1年を基本とし、再任されることができる。

(運営委員)

第15条 本コンソーシアムに、適正かつ円滑に本コンソーシアムを運営するため、若干名の運営委員を置く。

2 運営委員は、法人会員のうち委員長が指名する企業等に所属する者であつて、当該企業等が指定したものが選任されるものとする。

3 運営委員の任期は1年を基本とし、再任されることができる。

4 補欠又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

6 委員長は、運営委員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると第16条の運営委員会が認めた場合は、運営委員を解任することができる。この場合において、第16条の運営委員会は、あらかじめ、当該運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障等のため職務の遂行に堪えないとき。

(2) その他運営委員として不相当と認める相当の事由が発生したとき。

(運営委員会)

第16条 本コンソーシアムに、本コンソーシアムの重要事項について議決する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 会員の入会及び除名並びに会員種別の変更に関する事項
 - (2) 特別会員の認定に関する事項
 - (3) 事業の計画及び報告に関する事項
 - (4) 収支の予算及び決算に関する事項
 - (5) 顧問の選任に関する事項
 - (6) アドバイザーの選任に関する事項
 - (7) 運営委員の選任及び解任に関する事項
 - (8) この要領の改廃に関する事項
 - (9) その他運営委員会が必要と認めた重要事項
- 3 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。
- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 運営委員
- 4 運営委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。
- 5 議長は、運営委員会を主宰する。
- 6 議長が必要と認めたときは、第3項に定める構成員以外の者を出席させることができる。
- 7 運営委員会は、構成員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 8 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長は、特に必要があると認める場合は、書面又は電磁的方法（電子メールを含む。）によって議決することができる。このとき、書面又は電磁的方法を用いることにより、第7項の出席及び前項の意思表示とみなす。

(報告会)

第17条 本コンソーシアムは、会員を対象に、本コンソーシアムの活動内容及び成果に関する報告会を年1回以上開催する。

(会計)

第18条 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本コンソーシアムの会費（共通経費を除く。）による収入は、本コンソーシアムの運営によって実現したもののみを当該収入のあった会計年度の収益として計上し、これ以外のものは、翌会計年度に繰り越して使用することができる。

(責任範囲)

第19条 会員間における情報交換、取引及び契約等は、会員が自己

の名義及び計算で行うものとし、本学は何らの保証又は責任を負わない。

- 2 会員による法令若しくは公序良俗に反する行為又は第三者の権利侵害が会員の責に帰すべき事由により発生したときは、会員がその責任において一切を処理する。

(著作権)

第20条 本コンソーシアムの活動の過程において新たに作成した著作物の著作権に関する取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員が単独で作成した著作物の著作権 原則として当該会員に帰属する。
- (2) 会員間又は会員並びに本学の教職員及び学生が共同で作成した著作物の著作権 当該作成者間での共有とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本コンソーシアム及び会員並びに本学の教職員及び学生は、本コンソーシアムの活動及びその公開に必要な範囲において、前項に定める著作物を無償で使用することができ、前項の著作物の著作者は、著作者人格権を行使しない。
- 3 第1項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物の作成者は、本コンソーシアム及び会員並びに本学の教職員及び学生による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。
- 4 一又は複数の会員が、単独で、又は共同して、本コンソーシアムの活動の範囲外で行う本コンソーシアムに関する行為については、この条の定めは適用されない。

(知的財産権等)

第21条 本コンソーシアムの活動の過程において新たに生じた発明、考案又は意匠(以下この条において「発明等」という。)に係る権利(以下この条において「知的財産権等」という。)の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会員が単独で成した知的財産権等 原則として当該発明等を成した当該会員に帰属する。
- (2) 会員間又は会員並びに本学の教職員及び学生が共同で成した知的財産権等 当該発明等を成した者間での共有とし、その持分割合及び出願手続等については共有者間で協議して定める。

(秘密の保持)

第22条 会員並びに本学の教職員及び学生は、本コンソーシアム活動の過程において、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報であって、次の各号のいずれか

に該当するもの（次項において「秘密情報」という。）を本コンソーシアムの活動以外の目的に使用してはならない。

- (1) 「秘」等秘密である旨の表示を付した図面、技術資料等文書又は電子媒体により開示される情報
 - (2) 口頭で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後15日以内に開示内容が記載され、かつ「秘」等秘密の旨の表示を付した文書で提供された情報
 - (3) 試料、サンプルその他物で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後15日以内に当該物を特定できる内容が記載され、かつ「秘」等秘密の旨の表示を付した文書が提供された当該物に係る情報
- 2 会員並びに本学の教職員及び学生は、秘密情報を開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発し、又は取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

（個人情報の取扱い）

第23条 会員並びに本学の教職員及び学生は、本コンソーシアムの活動の過程において委託又は提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等のもと、委託又は提供をした者が定めた目的の範囲内で利用するものとし、第三者に提供し、開示し、漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。会員が、会員資格を失った後においても同様とする。

（権利譲渡の禁止）

第24条 会員は、本学の書面による事前の承認を得ることなく、会員として有する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡する、担保に供する等一切の処分をしてはならない。

（要領の改廃）

第25条 この要領を改廃しようとするときは、運営委員会の承認を得て、学長が決定する。

(雑則)

第26条 この要領に定めるもののほか、本コンソーシアムの実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月12日から施行する。ただし、第9条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条、第9条関係）

会員の種別、資格及び会費

会員種別	資格	会費（年額） （消費税を除く。）
法人会員	本コンソーシアムの目的に賛同する企業又は団体	50,000円
個人会員	本コンソーシアムの目的に賛同する個人	10,000円
特別会員	本コンソーシアムの活動に特別に寄与すると運営委員会が認めた団体又は個人	無料

奈良先端大 防災・減災コンソーシアム 御中

入会申込書

（申込者）
団体名
所在地
役職・氏名

奈良先端大 防災・減災コンソーシアムの目的に賛同し、下記のとおり入会を申し込みます。

なお、入会に当たっては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学防災・減災コンソーシアム実施要領を遵守します。

記

1. 会員種別 法人会員
 個人会員
 特別会員
2. 会員情報 (1) 団体名
(2) 所在地
(3) 代表者役職・氏名
3. 担当者情報 (1) 所属・役職
(2) 氏名
(3) 連絡先
(E-mail 電話番号)
4. 入会希望日 (元号) 年 月 日

※この入会申込書と併せて、本コンソーシアムに参加される個人の一覧（任意様式。所属、役職、氏名等を記載。）を提出ください。

※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等に基づき、提供された個人情報は、本コンソーシアムの活動及び本学が行う各種関連イベントの案内のために使用し、当該目的以外には使用しません。

以上

別紙様式第2号（第8条関係）

（元号） 年 月 日

奈良先端大 防災・減災コンソーシアム 御中

会 員 種 別 変 更 申 込 書

（申込者）

団体名

所在地

役職・氏名

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学防災・減災コンソーシアム実施要領の定めに基づき、下記のとおり会員の種別の変更を申し込みます。

記

1. 会員種別

<現在>

法人会員

個人会員

特別会員

<変更後>

法人会員

個人会員

特別会員

2. 会員情報 (1) 団体名

(2) 所在地

(3) 代表者役職・氏名

3. 担当者情報 (1) 所属・役職

(2) 氏名

(3) 連絡先

(E-mail

電話番号

)

※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等に基づき、提供された個人情報は、本コンソーシアムの活動及び本学が行う各種関連イベントの案内のために使用し、当該目的以外には使用しません。

以上

別紙様式第3号（第10条関係）

（元号） 年 月 日

奈良先端大 防災・減災コンソーシアム 御中

退 会 届 出 書

（申込者）

団体名

所在地

役職・氏名

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学防災・減災コンソーシアム実施要領の定めに基づき、下記のとおり退会を届け出ます。

記

1. 会員種別 法人会員
 個人会員
 特別会員
2. 会員情報 (1) 団体名
(2) 所在地
(3) 代表者役職・氏名
3. 担当者情報 (1) 所属・役職
(2) 氏名
(3) 連絡先
(E-mail 電話番号)
4. 退会日 退会届出日
 退会届出日の属する会計年度の3月31日

※個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令等に基づき、提供された個人情報は、本コンソーシアムの活動及び本学が行う各種関連イベントの案内のために使用し、当該目的以外には使用しません

以上